

「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」(案) 新旧対照表(抜粋版)

① 第1章 総則 第1条 目的

【新】第2回条例検討部会(2023年7月10日)時点	【旧】第1回条例検討部会(2023年5月18日)時点
条文	条文
この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっての最善の利益が <u>優先して考慮され</u> 、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。	この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっての最善の利益が図られ、互いに支え合い、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。

② 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務 第11条 事業者の責務

【新】第2回条例検討部会(2023年7月10日)時点	【旧】第5回条例検討部会(2023年1月12日)時点		
号	号	条文	条文
-	-	事業者は、子どもが健やかに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。	事業者は、子どもが健やかに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。
1	1	<u>子どもを養育する従業者が子育てと仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場環境を作ること。</u>	事業者としての社会的責任を認識した事業活動を行うとともに、子どもの社会的自立に向けた人材育成及び社会人教育を行うこと。
2	2	子どもと共に働く従業者が子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと。	子どもと共に働く従業員が子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと。
3		<u>その事業活動が子どもの権利の侵害につながることはないよう適切な配慮を行うこと。</u>	該当なし

※第1回条例検討部会(2023年5月18日)時点と同様